

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成24年9月4日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第9号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年8月14日

亀岡市長 栗山正隆

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成24年8月14日専決

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 損害賠償の額 369,210円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 56歳男性

3 事故の概要

平成24年7月12日午前8時10分頃、相手方所有の自動車が市道南つつじヶ丘1号線を走行中、街路樹の折れた枝がフロントガラスに衝突し、フロントガラス等が破損した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 369,210円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 56歳男性
- 3 事故の概要

平成24年7月12日午前8時10分頃、相手方所有の自動車が市道南つつじヶ丘1号線を走行中、街路樹の折れた枝がフロントガラスに衝突し、フロントガラス等が破損した。